

## 教育福祉常任委員会記録

令和4年 第4回定例会	
1 日 時	令和4年12月14日(水) 午前10時00分 開会 午後2時26分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	鈴木 紹 平 委員長 宇賀神 敏 副委員長 加藤 美智子 委員 谷中 恵子 委員 横尾 武男 委員 鰐原 一男 委員
4 欠 席 委 員	石川 さやか 委員 阿部 秀実 委員
5 委員外出席者	小島 実 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	小杉 事務局長 柳田 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	13人

教育福祉常任委員会説明員一覧

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
教育長		中村 仁	1名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	13名
	厚生課長	羽山 好明	
	障がい福祉課長	高橋 学	
	高齢福祉課長	中村 陽子	
	介護保険課長	星野 栄一	
	保険年金課長	谷津 勝也	
	健康課長	東城 朋子	
	厚生課長補佐兼保護係長	松島 誠	
	介護保険課長補佐兼介護認定係長	根本 幸子	
	新型コロナウイルス感染予防対策室長	古橋 芳一	
	厚生課地域福祉係長	齋藤 典子	
	高齢福祉課長寿推進係長	星 千晶	
こども未来部	こども未来部長	黒川 勝弘	6名
	子育て支援課長	杉山 芳子	
	保育課長	小堀満美子	
	保育課長補佐兼保育認定係長	白井香代子	
	こども総合サポートセンター長	飯塚 利幸	
	こども支援係長	福田 昌子	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	12名
	教育総務課長	郷 昭裕	
	生涯学習課長	金子恵美子	
	文化課長	渡邊 靖	
	スポーツ振興課長	仲田 順一	
	国体推進室長	大場 隆光	
	学校給食共同調理場長	秋本 敏	
	図書館長	大貫 陽子	
	川上澄生美術館事務長	向田 和子	
	教育総務課長補佐兼総務政策係長	田仲 史枝	

	学校教育課長補佐兼指導係長 兼教育研究所付担当副主幹	清野 竜一	
	学校教育課学校教育係長	倉持 浩久	
合 計			32名

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第 88号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))
- 2 議案第 89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について
- 3 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 4 議案第103号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について
- 5 議案第104号 鹿沼市こども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 6 議案第109号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)について
- 7 議員案第10号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 8 陳情第 7号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書(運動時、登下校におけるマスク非着用の徹底と周知)
- 9 陳情第 8号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書(学校、及び幼稚園、保育園での黙食の緩和)
- 10 陳情第 9号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書(学校及び、幼稚園、保育園生活でのマスク着用の強制をしないこと)
- 11 陳情第 10号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な成長、発達を求める陳情書
- 12 陳情第 11号 栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出を求める陳情書

## 令和4年第4回定例会 教育福祉常任委員会概要

○鈴木委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を記録しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いをいたします。

改選後初めての委員会ですので、正副委員長の挨拶をしたいと思います。

おはようございます。

教育福祉常任委員会委員長になりました鈴木紹平でございます。

1年を通して、しっかりと審議をしていきたいと思っておりますので、どうぞ1年間、よろしくお願ひいたします。

○宇賀神副委員長 おはようございます。

教育福祉常任委員会副委員長の宇賀神敏です。

1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託された案件は、議案6件、議員案1件、陳情5件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第7号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（運動時、登下校におけるマスク非着用の徹底と周知）、陳情第8号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（学校、及び幼稚園、保育園での黙食の緩和）、陳情第9号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（学校及び、幼稚園、保育園生活でのマスク着用の強制をしないこと）、陳情第10号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な成長、発達を求める陳情書及び陳情第11号 栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出を求める陳情書につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しをいただいております。

はじめに、陳情第7号から陳情第10号までを続けて審査し、次に、陳情第11号を審査したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第7号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（運動時、登下校におけるマスク非着用の徹底と周知）、陳情第8号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（学校、及び幼稚園、保育園での黙食の緩和）、陳情第9号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（学校及び、幼稚園、保育園生活でのマスク着用の強制をしないこと）、陳情第10号 学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な成長、発達を求める陳情書を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である田野井様、辨野様にお越しをいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人入室)

○鈴木委員長 田野井様、お疲れ様です。

早速ですが、学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（運動時、登下校におけるマスク非着用の徹底と周知）について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人 体育の時間等運動時にはマスク非着用の徹底し、登下校中においても、マスク非着用を推奨すること、学校に通知するとともに、地域住民にも周知を行うこと。

先月11月29日、午後4時17分、八王子市の都立大学の八王子キャンパスの路上で宮台さんが体中を複数回切りつけられたという事件が起きました。

容疑者は特定に至らず、公開捜査に切り替えるとの報道があったが、その容疑者とみられる男の顔は目だけを残してマスクに覆われています。

3年間のマスク生活は、子どもたちの当たり前となり、顔の一部と感ずるお子さんもいます。

児童へある番組で、サングラスにマスクとサングラスだけの人、どちらが不審者と思うかを尋ねると、後者のサングラスだけの人となった。マスクをしていない人が悪い人との認識を大人が植えつけてしまったのが要因の一つではないでしょうか。

登下校中というのは、時間帯としても車通りや通勤・通学で道を歩いている人も多い時間です。

不審者の顔も、マスク、サングラスでわからない。連れ去りや今回のような傷をつけられるような事件が起こっても、被害者の顔もわからない、そんなことはあつてはならないではないでしょうか。

登下校中のマスク非着用を地域住民に周知してもらうことでの児童のマスク非着用の安心感とコロナ禍前のように住んでいる地域や顔を覚えてもらい、事件や事故が起こった際に、誰がということを知ってもらえる、気づいてあげられたと児童だけでなく、地域の方々にもメリットがあるのではないかと感じます。

以上です。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、次に、学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（学校、及び幼稚園、保育園での黙食の緩和）について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人 学校、及び幼稚園・保育園での黙食を緩和すること。

昨日、12月13日、下野新聞に給食中会話は可能にとの記事が掲載されました。

黙食の緩和は全国的に始めた学校も多く、6月中に始めた、失礼しました。

昨年夏、新潟県佐渡市において、給食中の小5男児がパンを喉に詰まらせて亡くなっているといった事故が起きました。

コロナ禍前のように、会話をしたり、緊張感のない中で給食をとれていたなら、このような悲しい事故がなかったかもしれないと思えてしまいます。

全国で黙食を緩和されている、している学校が次々と出てきていますが、それにより何か恐ろしい事態が起こり、報告されてますでしょうか。

○鰐原委員 委員長。

○鈴木委員長 はい。

○鰐原委員 暫時休憩して、順序間違えないように落ち着いてやっていただいたほうがよろしいかと思えます。

○鈴木委員長 はい。

陳情人のほうは、準備のほうが少しお時間かかるようでしたら、暫時休憩いたしますが。

○陳情人 少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 はい。

では、暫時休憩をしたいと思います。

再開は、10時15分といたします。

(午前10時10分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前10時15分)

○鈴木委員長 陳情人の方、説明を、一度、ちょっと途中になってしまったので、最初からご説明をお願いいたします。

○陳情人 学校及び幼稚園・保育園での黙食を緩和すること。

昨日、12月13日、下野新聞より、給食中会話は可能にとの記事が掲載されました。

また、11月25日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に関して、学校運営に当たって、特に留意すべき点等についてお知らせしますというお知らせが、11月29日に全学校に配布されました。

そこには、黙食の緩和としまして、必ず黙食をすることは求めている。座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですとあります。

また、鹿沼市小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和4年第9版）の喫食について、大声での会話は控えるとの記載がありますが、喫食とは生命を維持するために食べることを摂食といいます。これに対し、食事を楽しんでおいしく食べることを喫食といいます。

おいしく味わって食べることで、おなかだけでなく、気持ち的にも満足感が得られる

もの、しっかり喫食することで、体力もついて、元気になり、気持ちも明るく前向きになるとあります。

昨日、鹿沼市さつきが丘小学校の5、6年の生徒が、うちの子ども食堂を利用しました。

その際、黙食について何か先生から話がありましたかと伺ったところ、担任の先生からは「通知はきたけども、さつきが丘小学校ではこのまま黙食を継続する」との話がされたとのことでした。

児童たちはとてもつらく悲しんでおりました。

このことから、学校及び幼稚園、保育園での黙食を緩和することを求めます。

以上です。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい、加藤です。

田野井さん、ご苦労様です。

この学校及び幼稚園、保育園での黙食の緩和なのですが、その黙食に対して、先ほどちょっと休憩前に、パンを詰まらせてという例があったということですが、さらに、田野井様が感じている黙食の弊害のようなこと、弊害が、こんなことが弊害だと自分を感じているということ、もしあれば聞かせてもらいたいのですが。

○鈴木委員長 説明をお願いします。

○陳情人 はい。まずはやっぱりご飯中にお話しを、会話をして食べるということは、とても楽しく、気持ちも明るくなります。

私は、子ども食堂をやっておりますが、そのときに小さい子たちが、マスクなしで楽しそうに会話をしながら食事をとっております。以上です。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 加藤です。黙食の弊害ということよりも、その食事をするときの楽しさを、さらにそのマスクがなければ、さらにいいのだと、黙食を、黙って食べるよりも、それは子どもにとったら大事な時間だということをおっしゃっているのだと思いますが、例えば、この黙って食事をするというような形、学校ではそういうふうにされている部分で、何か、あ、これは問題だなんて感じることはありませんか。

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○陳情人 私からでもいいですか。

黙食に関しては、私も中学校と小学校の娘が、子どもがいるのですが、やはり真っすぐみんな1列になって、子どもたち、クラスメイトの顔も見ないで、黙ってご飯を食べていると、やっぱりみんな顔を見て食べているときのほうがおいしいって言うのですよね。

それで、テレビでもいろいろ旅行が緩和されたりですとか、いろいろ今なってきたい

ますけれども、「大人は飲み会に行ったり、ランチに行って、向かい合わせで、しゃべりながら食べているのに、僕たちは1列で食べるのはおかしいんじゃないか」ということですよね。

はい。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありますか。はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、谷中です。よろしくお願いします。

先ほど子どものほうから、お子さんのほうから、さつきが丘小学校の例をお話しいただいたのですけれども、先生からは、そういうのはあったけれども、さつきが丘ではやらないと言われたって、お話だったと思うのですね。

それで、そのやらない理由というのは、何かお聞きになりましたか。はい、お願いします。

○鈴木委員長 説明をお願いします。

○陳情人 それは感染症対策のためと言われたと言っておりました。

○谷中委員 はい。

○鈴木委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、次に、学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な育成を求める陳情書（学校及び、幼稚園、保育園生活でのマスク着用の強制をしないこと）について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人 風邪等症状がない場合の学校及び幼稚園、保育園生活でのマスク着用そのものを強制しないこと。

皆様も御存じのとおり、不織布マスクの隙間の穴の大きさは5マイクロメートルです。一般的にウイルスの大きさは0.1マイクロメートルで、マスク穴の50分の1になります。

風邪等の咳やくしゃみから出される飛沫については、マスクと同等、またはそれ以上とある程度防げるとのことから、風邪等で咳やくしゃみのある子どもたちについては、新型コロナウイルス感染症対策という以前として、エチケットとしての着用の必要性は理解ができますが、新型コロナウイルスはエアロゾル感染をすることから、距離がとれないとの理由から屋外でもマスクをしなければならない。

あ、申し訳ありません。

風邪等の咳やくしゃみがある子どもたちに関しては、新型コロナウイルス感染症対策ということで、依然としてエチケットとしての着用の必要性はある程度理解はできると思いますが、今回この陳情で出しております風邪症状がない場合の学校及び幼稚園、保育園生活でマスクの着用そのものということに関しては、マスクの効果を考えますと強制はしないものとして、要望いたします。

すみません。

あとは子どもたちのマスク着用ですが、登校時から下校時まで、同マスクの着用が見

られます。ほとんどの子どもが同じマスクを一日中つけている状態であります。

今まで鹿沼の資料、いろんな資料、厚生労働省の資料、WHOの資料なども拝見しましたが、そこにはマスクに触れた手を洗うということは記載されておりましたが、マスクを替えるという記載がなかなか見つかっておりません。

その観点からも、清潔とは言えず、それが逆に肺や呼吸器の害をもたらして、子どもたちの健康を損なう恐れがあることから、風邪等症状がない場合の学校及び幼稚園、保育園生活でのマスク着用そのものを強制しないことをしていただきたいです。

以上になります。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、次に、学校・幼稚園・保育園における子どもの健全な成長、発達を求める陳情書について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人 マスクをつけないことによる差別や圧力が生じないよう指導してほしい。

11月25日変更、29日に全学校に配布された資料によりますと、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取り組みとして、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクをはずす場面を設定する。

マスクの着用が不要な場合において、積極的にはずすように促すといったことを通じて、引き続き活動場所や活動場面に応じためりはりのあるマスク着用が行われるよう、よろしくお願いしますとあります。

鹿沼市の様々な学校や園では、次に述べるような現状があります。

多くの園では未就学児にもかかわらず、マスク着用が見られ、また、南摩小学校の運動会時、未就学児のかけっこの種目では、未就学児の運動時、さらに屋外であるにもかかわらず、マスクを着用しており、マスクをはずしてもいいなどのアナウンスもない状況でありました。

ある保育園では、先生のマスクをはずした顔を見ると泣き、マスクをつけると泣きやむお子さんもいる。

また、保育士自身も子どもたち、特に発語に何らかの不安を持つ子にマスク姿で言語を伝えることに苦悩して働いています。

多方面で言われている子どもの発達の遅れが現実のものとなって、鹿沼市でも起こっています。

北押原小学校では、マスクをつけたくないとの子どもの心情と親御さんが察し、児童の心情、親としての気持ちなど、その担任、そして、心のケアをする立場の教師と数回にわたり面談をした際、「マスクができないなら極力会話はしない。音楽は心の中で歌ってもらおう、ハミングですね」と面と向かい言われました。

中央小学校では、実質選択肢がない状態であり、低学年の児童があごマスクにして遊

んでいると、きつく注意される場面があります。

さつきが丘小学校では、マスクをしないと先生に殺される。マスクをしないやつのはうがコロナになっていない。マスク嫌だけど、先生が怖いといった声がたくさん寄せられています。

鹿沼市の学校は不明ですが、小学校にてパーテーション1人での黙食、マスクは半ば強制、手指消毒で手荒れがひどい、マスクを自分と家族の意思でしていない子に「寒くなってきたからできるよね」と担任に言われたとの報告もあります。

また、それらは児童と教師の間だけではなく、親が「マスクをしない人とは話すな」と子どもに言っていたり、同級生同士で、いわゆるマスク警察といわれる生徒もおり、健全な学びや楽しみ、コミュニケーションの場である学校生活とはかけ離れたものです。

お子さんの中には、療育を必要とする子もおります。

その子たちは、イレギュラーに対応するのがとても困難であり、マスクを着用しなければならぬとの指導に情緒の乱れや不安が増え、泣き叫びながら着用しなくてはならない現場もあります。

そして、それらの子どもについて、厚生労働省のホームページにもはっきりとマスクの使用を強制すべきではないと明記されています。

それら以外にも多数の報告や子どもたちのつらい気持ちも届いておりますが、以上のようなことが、鹿沼市で現在起こっているのが事実です。

鹿沼市長、佐藤信市長が、令和2年7月に言ったストップコロナ差別とユーチューブの動画を上げられました。

自分や家族や仲間のことを考えながら、いわれない誹謗中傷につながるような言動をしていませんか。戦うべきはコロナウイルスであって人ではありません。

このような動画がアップされております。

佐藤信市長のストップコロナ差別の動画アップから2年半がたち、ウイルスというのはその性質から弱毒化してきております。

子どもたちは自らの力ではなかなか情報を得ることはできません。

3年近くたった現在でも、新型コロナウイルスを恐れ、マスクをしていれば安心と感じる子どもの権利も大切にしながら、先生に怒られるから、近所の人に何か言われるのが怖いから、マスクをしなきゃお店の人に怒られるから、友達に仲間はずれにされたくないから、そして、それらがマスクをしないと本当に起こっている中で、当初の戦うべきはコロナウイルスであって、人ではない、この意識を教育、保育現場の人間、そして、それにかかわる関係者、全ての鹿沼市民が今一度子どもの目線に立ち、子どもたちが関係する現場でマスクをしない子で、できない子イコール悪い子、危険な子との差別を助長するような不健全な教育現場、子どもの居場所ではなく、佐藤市長が動画の最後におっしゃった人を思いやりましょうという言葉のとおり、陽性者数、感染者数にとらわれることなく、人は多様性であり、意思・意見も多様であるため、それらの意思に差別的

な制約を足したり、差別的な扱いをせず、多様な意見を認め、尊重していただきたいと思いをします。

以上です。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。お疲れ様でした。

(陳情人退席)

○鈴木委員長 それでは、まず陳情第7号について、執行部に確認したいことはありますか。

はい、谷中委員。

○谷中委員 やはりいろんな場所でというか、その登下校とか、そういうところでははずしてもいいという感じのものも、もちろん国のほうからも出ているわけなのですが、今陳情人の方からの説明だと、何かそれがうまく学校のほうに、きちんと教育委員会のほうから伝えてはいますが、その捉え方が違っているのかなという点が、7号だけではなくて、いろいろあったのですけれども、とりあえず7号についてのその登下校中のその辺の指導というのはどういうふうになっているかお聞かせください。

○鈴木委員長 清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 失礼いたしました。学校教育課長補佐の清野でございます。

谷中委員の質問にお答えいたします。

登下校につきましては、現在、マスク着用は、おっしゃるとおりなのですが、原則不要ということで学校のほうにはお伝えをさせていただいています。

ただし、十分な感染対策がとれない状況、例えば、人との距離が確保できなかったりとか、あとは会話があるとか、そういった状況においては、着用を求めることもあるというようなことでお伝えはさせていただいています。

学校の実情、そういった状況に応じての対応ということになっていきますので、今後もその現状といたしますか、実際の動きについては、校長会等々、十分連携をとりながら進めてまいりたいとは考えております。

以上で終わります。

○鈴木委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、ありがとうございます。

登下校を見ていると、登校のときというのはきちんと結構1列に並んで、集団登校なので、前を見ながら歩いている。それで中にはやっぱり見かけるのは、してない子も若干見られると思うのですね。

それで、帰りについては、集団下校のときは朝よりはちょっと乱れているというか、やっぱり同級生とお話をしながら、楽しく会話をしながら帰ってきているという光景があって、そこはすごく今の時代だといいなって改めて思うのですけれども、やはりその

ときというのは、本当はいけないけれども、2列に、2人並んでいたりとか、車がきそうもないところですけども、そういうときには、やはりその必要性というのは、ちょっと学校ではどう考えているかなという意味もあったのですけれども、やはり距離がとれなかったり、そういうときには必要かなというふうに考えているという答弁だったので、その状況によって、一応指導はしているということだと思いますが、その考え方の各学校へのやっぱり捉え方というのかな、そこがちょっと若干ずれているというところもあるので、その辺はやっぱりきちんと指導というか、学校に伝えていただきたいと思いましたね。はい。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑ありますか。はい、横尾委員。

○横尾委員 横尾です。

今のこちら側のお話を聞きますと、学校の、各学校のそのあれが徹底していないというか、先生によっては、ちょっと違う考え方、こっちの先生はちょっと違うというような、はっきりしたそのあれが徹底されていないような感じを受けたのですね。

そこら辺のところは今どのようにその徹底をされているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

横尾委員のご質問にお答えいたします。

やはりこちら教育委員会のほうから、各学校にお伝えさせていただいていますのは、やはりそのマスクをしない、その状況に応じて、適時適切などというようなことがまず統一してと申しますか、お伝えさせていただいていることで、やはり学校のその、例えば希望であるとか、学級の人数であるとか、その活動の内容でありますとか、非常にその状況によって違ってくる場面が随時あるものですから、やはり基準としてはその距離、人との距離であるとか、会話があるかどうかというようなことを基準に、それぞれのその場面場面で、適切にマスクについては着脱をお願いしていくというふうなことでございますので、一概にこの場面ではとか、この状況ではというのがなかなか判断が難しい状況というのが、これは学校だけではないと思うのですけれども、ある状況であります。

そういった現状については、これまでもなのですけれども、今後もその学校とは十分連携を図りながら取り組んでまいりたいとは考えております。以上です。

○鈴木委員長 横尾委員。

○横尾委員 今の適時適切というか、その場に応じてというふうにお話をされたのですが、やはり学校の先生の中には、ある程度それをきちんと守っていく、だけれども、私はこういうふうに考えているとか、そういうまとまった、やっぱり意見でいかないと、何か学校によって、先生によって、ばらばらになっているようなところが見えますので、そこら辺のところはきちんとやっぱり徹底をするとか、そういうふうに思っているお母さ

んたちをどこかに呼んでね、部局のほうできちんと説明をしていかないと、これはいつまでたっても、そのコロナが完全に払拭するまでは、このマスクはもう切っても切れな  
いものになっているような気もするのですね。

我々大人は、そんなに感じていないのですけれども、子を持つお母さんたちは、その  
子どもの健全な生育にはあまりよくないと、そういう食事をするときも楽しくすべきだ  
ろうというふうに思っている人たちもいるわけですから、そういう流れの中をやっぱり  
きちんと精査すべきだと思います。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 第7号の陳情の中に、地域の住民にも周知を行うことということが陳情の内  
容になっていますが、これは行政としてはどのように捉えるのか、ご説明願いたいと思  
います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 失礼いたします。学校教育課長補佐の清野でございます。

鰐原委員の質問にお答えいたします。

現在、学校教育課のほうでは、校長会等を通して、学校へのお願いといたしますか、依  
頼という形で対応させていただいておりますが、その学校から地域へは、例えば協議委  
員会であるとか、今の動いていますコミュニティスクールでありますとか、そういった  
機会を通して、このコロナ感染症対応策でありますとか、それに伴う、そのマスクの  
着脱についてでありますとか、そういった部分を話題に上げていただいて、周知とい  
いますか、お願いをしている状況であると思います。

今後もそういった情報といたしますか、どのような地域の声であるとか、そういう部分  
も校長会等で連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 いろいろ地域の人にね、機会を通じて知らせているということでしょうけれ  
ども、それは引き続きマスクを着用してくださいよというふうに知らせているのか、そ  
れとも、ここの陳情人が言っているように、マスクの非着用を理解させるために知ら  
せているのか、どちらなのでしょう。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

そうですね、現状、このマスクの着用につきましては、国や県の方針に基づいて、鹿  
沼市のほうも進めさせていただいております、例えば屋外でしたら、原則不要であり  
ますよ、ただ、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、距離であるとか、会話に  
ついて、その状況に応じた適時適切なというふうなこと。

屋内におきましても同様に、そういった条件がいくつか配慮しながら適切な着脱をと  
いうことになりますので、現状ですね、そういった方針をもとにお示しさせていただき

ますと、一律にとってくださいであるとか、一律につけていただきたいというようなことではなくて、やはり状況に応じた適切なというふうなことで、現状はお伝えさせていただくような形になっていくと思います。

ただ、これにつきましては、今後その国や県の方針に基づいて対応を進めてまいりますので、その状況に応じて、また、適切に市のほうも対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、現状においては国や県の方針に従ってやっていくのだ、鹿沼市はね。そういう理解でよろしいですね。はい。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい、加藤です。

今執行部のほうから校長会とか、それから、連携をしているということでございますけれども、やはり現場は、やはり上の決まったことを踏まえて先生方はやっていると思うのですよね。

それで、ついこの間なのですけれども、文化活動交流館の外に芝生があります。

その芝生広場で子どもたちが社会科の見学だったのですよね。

社会科の何かのその見学で来ていたのです。それでお昼をそこでとるということで、ちょっとどういうふうにとっているのかなと思って、じつとちょっと観察させていただいたのですよ。

そうしたら、それぞれの距離をとって、レジャーシートを敷いて、そして、それぞれが座って食べるわけですけれども、そのときもマスクははずさないように先生がおっしゃっているのか、もう食べ終わった後はすぐにマスクをするみたいな、それで、ちょっとふざける子がいても注意されるみたいな、非常に私は違和感を感じて、徹底されてないですよ。連携しているとおっしゃいますけれども、連携はされていないなというのと思いました。

それでまた、その状況に応じて、おっしゃいますけれども、なかなか現場の先生方はその状況、上からの上意下達で、いっぺん、「こういうふうに行っていくんだ」ということになっていけば、それをきちんと守りますよね。

ただ、それが子どもたちにとっては「本当にこれでいいのかな」という、距離はあるし、それぞれが食べているという状況は、非常に、それですぐにマスクをつけるという状況は、私はもう違和感でしかなくて、そういうことがありました。

それで、その部分、国、県というふうにおっしゃいますけれども、国も県もそのマスクの緩和というのはうたっているわけですから、その点のその鹿沼市としての判断は教育委員会と、そして現場の先生方との部分ではどういうふう、今ちゃんとされているというふう、連携はされているというふうにおっしゃいますけれども、そういうふう

に違和感があるわけですよ。そういうのをどういうふうにお考えになりますか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

加藤委員のご質問にお答えいたします。

そうですね、国や県の方針に基づきということで進めさせていただいておりますが、現在新型コロナウイルス感染症につきましては、危険性の高い感染症としての第2類感染というところに分類されている、指定されている状況がありまして、いわゆるその医学的な見地であるとか、法律に基づいた対応ということで、国、県のほうからも方針のほうを示されている状況がありまして、市としてもこういった状況の中では、やはりその方針をもとに進めていくということで、現在のところは考えております。

これが、もし第5類に、また変わっていくようなことがある場合には、今後また検討が必要なのかなということはあるとは思いますが、そのような方針で進めております。

以上でございます。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 加藤です。屋外に関しては、屋外の活動、それから体育の時間等の活動に関しては、やはり緩和されるような筋道を考えるのがいいのかなと私が思うのですが、その国県と、先ほど清野課長補佐が言われましたけれども、その国と県は、屋外に関しては、マスクの着用は緩和するという部分になっていると思うのですよね。

その辺は屋外、体育の時間、それから登下校ですかね、そういうことに関しても同じように、マスクを着用するという部分に終始するのでしょうか。もう1回お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

屋外につきましては、現在マスク着用は原則不要ということにはなっているのですが、やはり繰り返しになってしまうのですけれども、人との距離、それから会話をする場合は着用をお願いしたいということで、無条件にということではないというようなことで、繰り返し、これもなってしまうのですけれども、国や県の方針として示されております。

現状、それに基づいて、市のほうでも進めさせていただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、谷中です。

もう1点、ちょっと確認をしたいのですけれども、国と県で外の場合とはとてもいいとか、今そういうことで周知をしているということなのですかけれども、その登下校も距離が近かったらということで、マスクは着用ということでしたよね。

それで、学校によっても、今ね、感染の児童生徒が、やはり全く、全くいないというのはちょっとどこもあれなのですけれども、少なくなってきた学校と、また、今日ね、

すごく多くなってきてしまっているの、増えている学校とあると思うのです。

それで、やはりそこによっても対応というのは、やっぱり学校の先生は心配もするでしょうから違うと思うのですけれども、その辺は学校に任せているというような対応になっていますか。その点お聞きします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

そうですね、基本的には、このガイドラインと申しますか、この国県の方針に基づいてということになりますので、マスクの着脱についての目安については、先ほどの距離であるとか、会話というふうなことをお願いしているところではあるのですけれども、やはり感染が非常に拡大している状況がある学校については、当然配慮はさせていただいていると思うのですけれども、換気の徹底であるとか、その座席の配置の工夫であるとか、それに伴うその授業の進め方の工夫なども、そういったその状況に応じて進めているような状況がございます。

ただ、基本的には、方針としては、その感染状況というよりは、このマスクの着脱の基本的な方針に基づいて対応しているというふうな状況がございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え等のある方は挙手願います。はい、谷中委員。

○谷中委員 今陳情の7号をやっているわけなのですけれども、先ほど、いろいろこれから8、9、10も多分質疑が繰り返されると思うのですけれども、ちょっと自分の中でも、今その学校の対応とか、いろいろお聞きしまして、それで、陳情というのがどういふものかということもあるので、ちょっと意見、整理したいのです、自分の考えを、ちょっと暫時休憩いただきたいのですが、いかがでしょうか。

(「はい、賛成」と言う者あり)

○鈴木委員長 はい、では、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時といたします。

(午前10時52分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

○鈴木委員長 ほかに意見、考え等のある方はいませんか。

それでは発言が出尽くしましたので、陳情第7号の取り扱いについて採決を行います。

陳情第7号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 お諮りいたします。

陳情第7号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○鈴木委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第7号については採択とすることに決しました。

次に、陳情第8号について、執行部に確認したいことはありませんか。はい、谷中委員。

○谷中委員 黙食だと思うのですけれども、私もちょっと近隣の学校で、いくつかちょっと行く機会があって、給食の時間をちょっと見せていただいたり、お話を聞いたりしたのですけれども、学校ではだんだんその減ってきた時点で、やはり前を向いて座っているのは間違いないのですけれども、食べるときに少し会話を、前を向いてしゃべってもいいからって、テレビでもそんなふうなことをやっているというのもあったときにちょうど行ったのですけれども、そういう考えもあるという話だったのですが、何せその結構教室が狭くて、児童が多いクラスなんかでは、なかなかその間隔をとるとというのが何か難しいということで、そういうふうにしたければ、なかなか今本当にやっていいかどうかの迷っているところですよというお話も伺ったり、まあ少しぐらいは前を向いてちょっとお話を、お話というか、ちょっとね、2人でしゃべるというのではないのですけれども、何かそんな、「今日の給食おいしいね」ぐらいな感じで、「うん」みたいな、そういうのはあるというお話を伺ったり、いろいろなのですけれども、今の鹿沼市のその辺の現状というのは何か把握されていますか、教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

谷中委員の質問にお答えいたします。

現状ですね、先ほどのお答えにもありますとおり、屋内でのマスク着用、それから給食時の対応といいますか、につきましては、基本的な方針というものをガイドラインの中でもお示しはさせていただいているのですけれども、例えば、その飛沫を飛ばさないような座席の配置であるとか、距離がとれなければ会話は控えるであるとか、換気とか、ただ、今議員おっしゃられたように、その学級の、クラスの人数とか、教室の大きさとか、そういったところをもとにできるだけ工夫をしてというふうなことにはなると思うのですけれども、お願いをしている状況です。

食後についての歓談なんていうところを、マスクを着用した上でなんていうことも市のほうからはお示しさせていただいていまして、そういった工夫をしながら給食時の楽しい過ごし方ということで進めている状況でございます。

あとはそのお友達同士の会話に限らず、例えばその各児童会活動とか、生徒会活動の中での音楽を流すとか、あとはモニターにいろいろな何か物語とか、お話を映して、それをなんていうような取り組みを進めている学校もございます。そのような現状で把握しております。以上です。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 やはり放送委員会とか、そういうところで給食の時間がね、お話ができない分楽しく食べられるような、好きな子どもたちの音楽だったり、クイズの、何かクイズをやったりとか、何かいろいろ工夫をしているというの伺っています。

ただ、今になると、先ほどね、説明、陳情人の方からも大人のそのランチとか、夜の食事なんかも随分緩和されて、そういうところでは対策もされているといえはされているのですけれども、何かそういうのもあっての子どもたちが前を向いて、まだ話せないというのは、やっぱり子どもからしても、何で僕たちだけ、私たちだけというのは当然思うことだと思うのですね。

ですから、やはり、工夫をしていただいて、それで、また、これもその学校の状況にもあると思うのですよ。なので、そういうところは十分わかるのですけれども、ある程度、もうこういうふうにだんだん少なくなる、増えているけれども、それについては国のほうも随分緩和をしているということであれば、そういう工夫をしていただく。

また、あとは先ほど学校の先生から感染対策ですって、なのでやりませんではなくて、もうちょっとこの子どもたちに、やってあげたりとか、本当にそういうのしたいよねというのわかる気持ちもあるのでしょうか、やはりその辺の説明の仕方が、本当になってないというか、説明、それだと子どもたちはもうがっかりしてしまうだけで、きっと子どもたちから大人に伝わる、保護者に伝わるのも、もうそういうふうにだめだっという感じにしか、私もさっき、そういうふうにしかとれなかったので、やはりその辺も学校できちんと先生方には指導していただきながら、なるべく本当にいろいろ案を出して、楽しい給食の時間ができるようには工夫していただきたいと思います。

先ほどの説明なんかはそれで、そんなふうな説明だったというのを伺って、何か思ったことはありますか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

学校の先生方の指導であるとか、支援につきましては、これまでも、例えばその表現の仕方が適切でないとか、そのタイミングとか、その子に応じた適切な伝え方といえますか、そういった部分でも含めて、うまく伝わってなくてなんていうことも、学校のほうから情報としていただくこともございました。

ですので、これまでもその点につきましては、お子さんたち、または保護者の皆さんに誤解のないように適切な指導、支援の仕方ということで、お伝えしてきてはいるのですけれども、やはりその状況に、また、状況に応じて、その対応も変わってくることも

ありますので、そのときそのときの状況に応じた学校からのご相談に対応して、このようなこととすることで返しているような状況もございます。

情報収集も含めて、今後も校長会等々、連携して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、加藤委員。

○加藤委員 はい、加藤です。

今谷中委員が言われましたように、確かに大人はですね、ファミリーレストランで2時間も、3時間もしゃべるわけですね。

それで、実際子どもたちの食事の時間というのは配膳をして席について、いただきますをして、そんな時間ではないですよ。

本当に20分もかからないのではないかとというぐらい短いのだと思うのです。

それで、その中で、ついこの間NHKでもやっていたけれども、お隣のお友達としゃべったことがすごくうれしかったというニュースだったのですよ。

もう昔は当たり前だったことが、今はそんなふうなところはもううれしさにつながるということであるとしたら、なるべくこの黙食を緩和することというのは大事なのかなと思うのですが、ちょっとお聞きしたいのは、配膳をして、その後いただきますをする、そして、その後食事をしますけれども、大体何分ぐらいを教育委員会としては把握しているのでしょうか、お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

時間ですね、恐らく小中学校、または学校でも若干違いはあるとは思うのですけれども、40分前後ではないかと思えます。それは配膳がスタートしてから、ごちそうさまをして、片づけが、そうですね、全て終わるまでの時間がそれぐらいの時間をとっているのかなとは思うのです。

ただ、前後のその、例えば手を洗って、歯ブラシやコップの準備をして、そういったところも含めてになるので、実際にその配膳から食事が終わるまでの時間というのは、さらに短くなってくるのかなとは思うのですけれども、それにまた学年や学校にもよって、また、その学級の児童数にも配膳の時間なんかは変わってくると思えますので、余計、多少その前後はするとは思うのですけれども、そのように把握しております。以上です。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 加藤です。その全体に40分、最初のスタートから配膳をして、着席をして、そして片づけまでの時間がそのぐらいですよ。

ということは、もう食事の時間は本当に短い。

でも、その時間が楽しい時間であつたらいいなというのが、この陳情者の気持ちだったと思うのですね、だと思います。

その点は理解できました。ありがとうございます。

- 鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。  
確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 鈴木委員長 ご異議なしと認めます。  
それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。  
意見、考え等のある方は挙手願います。  
はい、それでは発言が出尽くしたようですので、陳情第8号の取り扱いについて、採決を行います。  
陳情第8号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 鈴木委員長 お諮りいたします。  
陳情第8号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 鈴木委員長 挙手多数であります。  
したがって、陳情第8号については、採択とすることに決しました。  
次に、陳情第9号について、執行部に確認したいことはありませんか。はい、谷中委員。
- 谷中委員 1点、ちょっと確認をさせていただきます。  
陳情者の方からはマスクをつけたくない権利とか、マスクをつけない権利ということで、そういうものをわかってほしいということだったと思うのですが、学校とか、その状況では、マスクはつけるべきだみたいな反対の保護者というか、うちはどんなことがあってもつけますみたいな、そういう方がいらっしゃるみたいな状況というのはありますか。
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。
- 清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。  
谷中委員のご質問にお答えいたします。  
そうですね、直接学校のほうから、こういうご意見の保護者がということ、それだけをお伝えいただくということはなかったかもしれないのですが、様々なそのご家庭の方針というか、意見というか、取り組み方があるというような、多様なお考えがあるということは、伺っているところでございます。  
なので、うちはマスクを取らせるとか、うちはマスクをさせますよということも当然その学校のお子さん、保護者の方々の考えにおいては、様々なあるということは把握している状況でございます。以上です。
- 鈴木委員長 はい、ほかにご質疑ありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 陳情者の、陳情人の陳情理由の中に、マスク非着用の子は問答無用で濃厚接触者の扱いという文面がありますが、鹿沼市の現状はこのとおりなのでしょうか、ご説明願いたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

鰐原委員のご質問にお答えいたします。

そのような現状につきましては、現状を把握しておりません。私のところには入ってきてない情報でございます。以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 学校のほうは現状を把握していないということによろしいですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 失礼いたします。

現状を把握していないということではなくて、そういった報告がないので、現状ないのではないかというふうなことでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 学校のほうではそういう報告が上がっていない、そういうことによろしいですね。

そうすると、幼稚園とか保育園はどうでしょうか。

○鈴木委員長 はい、小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。どうぞよろしくお願いいたします。

保育園のほうでは、休園ですとか、登園自粛ですとかの判断については、市と設置者の間で話し合いをさせていただいて、判断しておりますので、そのときにマスクを着用しているとか、していないかというのを判断基準にするのではなく、どういう状況であったかという基準ごとに判断をさせていただいておりますので、マスクを理由にということ、一概に判断しておりませんので、ご理解いただければと思います。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

それともう1つですね、その陳情の理由の中に、一番最後の行に、菌の増殖などの衛生的観点からみても清潔とは言えず、子どもの健康を損なう恐れがある。まあ、ずっとマスク、古いマスクをつけていると菌が着用しているのではないかという見方ですね。これに対して、どんな見解を持っておりますか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 失礼いたします。学校教育課長補佐の清野でございます。

当然身につけるものでありますので、マスクに限らず衛生的な指導、支援のほうにつ

きましては、市としてももちろん学校の教育の中でも、お子さんたちにはお伝えしているところではあります。

特にマスクについては、口や鼻に直接身につけるものなので、そういった部分も各学校で衛生指導のほうは進めていただいているものと把握しております。以上です。

○鰐原委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。はい、加藤委員。

○加藤委員 今鰐原委員の質問内容とちょっと重なるのですけれども、この陳情の要旨なのですが、マスク着用そのものを強制しないことというふうになっていて、現場では強制をしていないという判断でよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 失礼いたします。学校教育課長補佐の清野でございます。

加藤委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりで、強制というか、強要はしておりません。以上です。

○鈴木委員長 幼稚園や保育園のほう。

はい、小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育園、幼稚園におきましても、一律に強制はしておりませんので、ご了解いただければなと思っております。以上です。

○鈴木委員長 はい、加藤委員。

○加藤委員 現場は強制はしていないということです。理解しました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。

意見、考え等のある方は挙手願います。鰐原委員。

○鰐原委員 ただいま学校のほう及び幼稚園、保育園の担当からお話を聞きましたが、マスクの着用を強制していないという返答でございましたので、この陳情も、マスク着用の強制をしないことになっていますので、同じ考え方かと、私はとりました。

したがって、私は賛成いたします。

○鈴木委員長 ほかにご意見、考え方のある方はいらっしゃいますか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第9号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第9号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 お諮りいたします。

陳情第9号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○鈴木委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第9号については、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第10号について、執行部に確認したいことはありますか。はい、谷中委員。

○谷中委員 コロナに感染してしまったときも、本当に憎むべきはコロナということで、そのね、感染した方のことは差別をしないということで、そういうリボンの、いろいろやってきたわけなのですけれども、私もそのとおりだなとずっと思っています。

それで、先ほどいろんな例で、どこの学校ではこうだという形で、いろいろ本当に発表されたので、驚いてしまったのですけれども、いや本当にそういうことがあったのかなという、当然聞き取りをしてくださったので、あったのだと思うのですけれども、まず1点その点を教育委員会は把握をしているかどうか、お伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 失礼いたします。学校教育課長補佐の清野でございます。

谷中委員の質問にお答えいたします。

先ほどコロナ感染症対応の学校、各先生方の指導のことについて、例えば、行き過ぎた指導であるとか、あまり適切でない表現であるとか、そういった部分については、もしこちらにご相談がある内容については、お返ししてというようなことでやらせていただいているところではあるのですけれども、基本的にその先生方の指導、各学校の校長先生であるとか、教頭先生、またはその学年でのその取り組みであるとか、そういった部分で対応していただいているというのが現状でございます。

当然こちらに、教育委員会のほうにご相談いただいたものについては、適切な回答を返せるように対応しておりますし、校長会等での話題の中でも、適宜といいますか、出している状況もありますので、学校同士のその情報交換なんかも含めて進めているような、そんな状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 校長会できちんとね、お伝えして、それで校長会の、校長先生が各学校にね、指導というか、こういう形でということだと言っていると思うのですけれども、やっぱり先生方もね、個人個人ですから、もちろん、ちょっと話はあれかもしれませんが、ワクチンの接種にしても、推奨する方と全然私はそれはしませんという方も当然いらっしゃるということもあるので、いろんなその考え方で指導はされていると思うのですけれども、やはり子どもに対する指導は今のこのコロナが蔓延しているところの指導というのは、やっぱり自分の考えというのも大切ですが、そうではなく、やっぱり学校は学校の、鹿沼市の教育委員会の方針でやっていかないとだめだと思うのですよ。なので、その辺

やはりちゃんとかかった人にも温かい気持ちで「治ってよかったね」というのも当然ですから、もちろんこういうふうには、マスクをしてないとか、そういう方に関しても、自分で本当にちょっと呼吸が苦しいとか、そういうことで、何かの理由でできないという子も当然いらっしゃいますから、そういうところはきちんと、それを理解するというか、やはりそういう指導というのは必要だと思いますので、その辺は本当に先ほどいろんな学校の名前が上がりましたが、そこはきちんと流すのではなくて、やはりこういう事実があったということではきちんと徹底をした指導をしていただきたいと思うのですが、その辺指導はしていただけますか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 学校教育課長補佐の清野でございます。

いろいろなその事例といいますか、このような状況でということにつきましては、もちろん真摯に受け止めて、特にその校長会等でお示しさせていただきながら、適切な対応ということで、特にコロナの対応に限らず、やはり人権的な配慮というところについては、様々な面でかかわってくる部分があると思うので、そういった、底になる部分といいますか、基本になる部分の各先生方への指導といいますか、そういった部分も配慮していただけるようにお伝えしてまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 コロナだけではなくて、本当に人権とか、いろんな部分で差別とかもありますから、そういうところのきちんと教育は、今までも当然やっていただいていますけれども、以上、それ以上に頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 はい、加藤です。

陳情人の要旨がここに長く書かれておりますけれども、差別や圧力が生じないように指導する、してもらいたいということですが、実際問題、子どもたちの生活の中にはそれぞれの日常の中でいろんな掛け合いだったり、それから、けんかの一歩手前みたいな状況が現れるわけですよ。

それを見て、例えば、それが差別って見られるのか、圧力なのかというのは、大人がやっぱりそこにイメージがくつつくわけなのですけれども、実際今の執行部の返答からですと、適切な対応をしているということでございますけれども、そういう事例がたくさんの中で、その例えば、これが本当にその、一番その重い事例みたいなもの、これは対応しなくてはいけないなというようなものが今まであったのかどうか、それはどんな例なのか、紹介できる部分を一つでいいですから、ちょっと話をください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。清野学校教育課長補佐。

○清野学校教育課長補佐 失礼いたします。学校教育課長補佐の清野でございます。

加藤委員のご質問にお答えいたしますが、そうですね、具体的な事例というものはなかなか、事例というのはなかなかなのですけれども、取り組みとしては、やはり先ほど

お答えさせていただきましたとおり、人権感覚を磨くということであるとか、人権的な配慮を、先生ももちろんなのですけれども、コロナに限らず、配慮して取り組んでいくというようなことが非常に重要なというふうに思うのです。

ですので、繰り返しになってしまうのですが、このコロナの、例えばマスクの着脱であるとか、陽性、そういった対応であるとかに限らず、様々な生活の中で、そういった部分が出てきて、配慮が必要である、感覚を磨いていかななくてはならないという部分はこれまでも取り組んではいるのですけれども、今後も配慮して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、わかりました。

やはり子どもたちの健全育成な部分にも影響しますので、その点としては、本当に今後、2類から今度5類になったときに、どういうふうに対応していくのかというのも、もう先にシミュレーションしていただいて、そして、適切な対応を求めるものです。わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え等のある方は挙手願います。鰐原委員。

○鰐原委員 陳情の理由の中で、「むしろ健康や発達に悪影響を与えているとも言われております」、この意見に対して、私は疑問を感じるところはありますが、全体的の人権的配慮という観点から見れば、賛成したいと思います。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。横尾委員。

○横尾委員 先ほどから話が何回も出ていますように、やっぱり学校側、校長会とか、そういう中での徹底した、そういう話をさせていただいて、鹿沼市の小中学校の先生方の意見というのがある程度固まっていないと、それはまずいことだと思いますので、そこら辺はきちんとやっていただくということで、私はこの件については、否決ということで考えています。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。谷中委員。

○谷中委員 私もこの陳情については、もう学校でもきちんとやってくださっていて、ただもう少しやっぱり(…)というか、頑張らなくてはならない点多々あると思うのですけれども、継続してやっていただきたいということで、特にこれからやりなさいよということではないので、不採択にしたいと思います。

9号のほうも、強制をとということだったので、それも特にしていないということだったので、同じような意味で不採択にさせていただいたので、これも不採択にしたいと思えます。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第10号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第10号を採択とするか、不採択とするかで挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第10号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○鈴木委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第10号については、採択とすることに決しました。

次に、陳情第11号 栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である栃特寄宿舎の存続を求め未来につなぐ会代表算様、鈴木様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○鈴木委員長 算様、お疲れ様です。

早速ですが、栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 栃木特別支援学校寄宿舎の存続を求め、未来につなぐ会。

私たち障がいを持つ子どもたちの保護者は、我が子が社会で受け入れられるのだろうか、親亡き後にどうやって生きていくのだろうかという漠然とした不安を持ち続けています。

寄宿舎は県内に支援学校が少なかったことから、いわゆる通学困難者のために設置されたと理解しています。

しかし、その後、当初は想定していなかった教育的効果があったことも事実です。

知的障がい児にとって、食事、着替え、トイレ等の基本的な動作が自分でできるようになる身辺自立など、生活面での生きる力を養うことはとても重要です。

支援学校の教育課程では、日常生活の指導時間があり、もちろん家庭においても指導はしていますが、多くの家庭が感じているように、それだけでは十分ではありません。

文部科学省もインクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の持てる機能を

活用する観点から寄宿舎の役割について、検討していく必要がある。各特別支援学校の寄宿舎は入居した障がいのある児童生徒が毎日の生活を営みながら生活の基盤を整え、自立し、社会参加する力を養う貴重な場であると、教育的効果を評価しています。

また、実際、栃特におきましても、そういった効果を期待して入舎を希望する保護者も多く、希望しても入舎できないケースもあります。

そんな中、令和3年11月2日、県教育委員会は、令和5年3月末をもって栃木特別支援学校の寄宿舎を閉舎すると、学校を通じて保護者に通知しました。

そのたった数行の通知からは、残念ながら真摯に説明する姿勢は感じられませんでした。

実際、保護者に向けて説明会が開催されたのは翌年の9月14日であり、1年近くほぼ何の説明もないまま放置された状態です。

やっと開催された説明会も今後のスクールバスの増車と食堂等の検討等に関する説明会という、まるで閉舎は既に確定済みで、その後の対応を説明するための会という印象を強く受けました。

内容も通学困難者の減少、施設の老朽化という理由に限定され、保護者の意見をくみとる姿勢もなく、愕然とした気持ちで帰路に着いたことを覚えています。

この貴重なかけがえのない寄宿舎を何の検討もなされないままなくしてよいのだろうかかと深く悩みました。

障がいを持つ子どもの親にとって、この社会の中で最大の支援者は学校であり、行政です。

その最大の支援者の決定に反対することは容易な覚悟ではありません。

しかし、特別支援学校に通う子どもたちが寄宿舎で学びを得る機会を結果的に奪うことになるとしたら、それは未来の子どもたちに申し訳ないと思いました。

令和3年に策定された計画において、栃木県は共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムのさらなる推進を打ち出しています。

寄宿舎の存在意義について、その方向性に沿って考えていただきたいと思います。

県は国と同じ方向性を出しており、であるならば、寄宿舎を最大限に活用していくことが相応しいことなのではないでしょうか。

我が子たちの母校である栃木特別支援学校の寄宿舎が未来にも誇れる場であり続けることを切に願い、鹿沼市議会に県に対して、栃木特別支援学校寄宿舎の存続に関する意見書の提出を求める陳情書を出させていただきました。

よろしく願いいたします。

なお、2万4,958筆の署名をいただきまして、先日栃木県議会に提出いたしました。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。鰻原委員。

○鰻原委員 この陳情に対して、県議会文教警察常任委員会は、9日、不採択にしたとい

う報道がありました、事実でございますか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。箕様、お願いします。

○陳情人 はい、不採択ということが9日に発表されたことは存じております。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

○鈴木委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありませんか。谷中委員。

○谷中委員 お疲れ様です。

今、閉舎、閉めるということでの説明がされなかったというふうに説明いただいたのですけれども、やはりあれですかね、理由というと、コロナが蔓延してきて、そういう説明をする機会がなかったとか、そんなことなのでしょう。やはり私とすれば、きちんとね、利用者には、本当に気持ちが伝わるぐらい、いろいろお話をして、納得をしていただいた上ではないと、こういうことってできないのではないのかなって、ちょっと思っているところがあるのですが、やはり説明がなかったということなのですけれども、ちょっと考えられる理由というか、どうしてそういう感じになったのか、わかる範囲で教えていただけますか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。

○陳情人 この令和3年11月2日に正式な県の発表があったのですけれども、その前の令和3年7月、1学期の終わりですね。個別に先生に呼ばれて、県の決定で寄宿舎が令和5年3月末で閉舎しますということは伺ったのですけれども、そのときに「これは正式発表じゃないので、ほかに口外しないでください」という文言もあり、それで、コロナ禍での私の娘、今中学部の3年生なのですけれども、ちょうどコロナが始まったこの時期に中学部1年生として入学して、今2年半約、寄宿舎のほうも中学1年から利用させていただいているのですけれども、その中での閉舎が決定しましたということをお伝えられ、本当にほかの保護者との交流もないまま、誰にこのことを話していいかもわからずの状態、この9月まで説明会という、正式な説明会というものもなかったものですから、本当に納得いかないというよりは、もうあきらめるしかないのかなという気持ちのままだったのが正直な気持ちです。はい。

○陳情人 補足よろしいですか。

すみません。発言させていただきます。

それに加えて、那須のちょっと動きのほうを説明させていただきたいのですけれども、那須のほうは11月に閉舎が発表されたすぐ後に、現役の保護者と卒業生の保護者の方々が閉舎はずいというので、いろんな活動をされたわけなのですけれども、その中で最初に7,000筆の署名を集めて、その説明会をきちんとやってほしいということで、7,000筆の署名を集めて教育委員会に出したのです。

それで、その後、説明会は2回ほどされたのですが、それもやはり一方的に県教委のほうで自分たちの考え方を言うだけで、意見交換、そういう形ではなかったやに聞いて

おります。

それで、その後も、こちらの意見も聞いてほしいから、その続いた説明会をやってほしいということを再三申し上げているようですが、その後は開催されていないという状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 ほかに陳情人に確認したいことはありませんか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れ様でした。

(陳情人退席)

○鈴木委員長 それでは、陳情第11号について、執行部に確認したいことはありませんか。

確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。

意見、考え等のある方は挙手願います。鰻原委員。

○鰻原委員 先ほど陳情人に県議会文教常任委員会では不採択となった旨の確認をいたしました。

しかし、その常任委員会の委員長は、記者団に対して次のようなことを語ったそうです。

「存続、廃止の前にまずは県として、特別支援教育の明確な展望を示し、保護者に十分に説明してもらいたい」、こう述べているそうでありますから、私は今後県の動向を見極めるため等、鹿沼市の教育福祉常任委員会としては継続審議を望むものであります。

以上です。

○鈴木委員長 はい、横尾委員。

○横尾委員 私もこの前の宇都宮県議会の一般質問に傍聴に、この本件が出たときに行ってまいりました。

それで話を聞く状況の中で、最終的には鰻原委員が今申し上げましたように、これからも審議をしていくということですので、これは鹿沼市議会文教民生常任委員会も継続という形でとっていけばよろしいかと思えます。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。谷中委員。

○谷中委員 私も、寄宿舍というのは、私もちょっと身内に身体障がい者がいまして、寄宿舍に入っていたのですね。ここではないですが。

それで、やはりその家庭でいろいろ生活に関しては教えられる、当然家族ですから教えるのですけれども、でも、やはり集団生活の中で学ぶこともたくさんあって、家族だとちょっと甘くなってしまって、「これはいいよ、やってあげちゃう」みたいなことあるのですが、やはり自分で生活、生きていくためには、いろいろとやはりみんなと集団

生活の中で勉強する、身につけるといのはすごく大切だと、もう私は思っているのですね。

ですから、この記事が出たときに、「何考えてるんだ」っていうふうに、本当にそういうふうに思ってしまったのですけれども、どうやらいろんな動きがあって、12月3日に県教委のほうが開会を延期するというふうに表明があった。「あ、少しこれで、もう一度考え直してくれるんだな」って思った矢先、先ほど鰐原委員が言った12月の9日、常任委員会のほうで否決というか、そういうものが出たということで、やはり県がどうするということには決めなくてはならないことで、私とすれば、当然残してほしいなという気持ちはあるのですけれども、やはり県のその動向というのですか、延期をするって言ったのに、県議会のほうでは、その常任委員会のほうでは否決ということがちょっと気にかかるので、その辺の動向を見ていきたいと思っていますので、私も継続でお願いしたいと思っています。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいますか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。

県がその後、そのあり方を示すという部分では、委員長がそのように発言したというところから、やはりその寄宿舎の、今までの条例の中にうたっている目的にプラスされることが実際あるのですよね。

生活をしていく大事なその要素がその中に入っていると、もう1回そのところを見返しをして、県がしっかり示すというところから、私もこの陳情書は継続というふうに思っております。

○鈴木委員長 ほかに意見や考え等がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第11号の取り扱いについて、継続審査という意見が出ましたので、継続審査とするか、否かで挙手採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

陳情第11号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○鈴木委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第11号については、継続審査とすることに決しました。

次の議員案第10号についてですが、時間も迫っておりますので、ここで昼食の休憩といたします。

再開は、午後、13時ちょうどといたします。

(午前11時50分)

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後1時00分)

○鈴木委員長 次に、議員案第10号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求め

る意見書の提出についてを議題といたします。

このことについて、提出者の梶原隆議員から説明を求めます。

○梶原議員 公明党会派の梶原隆でございます。

議員案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について説明します。

带状疱疹とは、日本人の50歳から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われている病気で、過去に水痘、いわゆる水ぼうそうにかかった人が免疫が低下したことによって発症し、赤い斑点と水ぶくれが多数集まって、帯状に生ずる皮膚の病気です。

通常皮膚に症状が出る前に痛みを感じ、その後、皮膚に赤い斑点などの症状が現れると、ピリピリと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合があります。

また、50歳以上で発症した人のうち、約2割は3カ月以上痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症などを引き起こします。

罹患率は、女性のほうが男性よりも高く、男性の1.3倍となっています。

東洋経済の記事では、新型コロナ流行下の今、国内ではまだ公式の統計は出ていないものの、診療現場の実感として、带状疱疹の患者さんが増えていると指摘されています。

日本人成人の90%以上が、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏することによってできる抗体を有していますが、獲得した免疫は年齢とともに弱ってしまうため、ワクチンを接種して、免疫の強化を図ろうというのが带状疱疹の予防接種です。

ワクチンについては、全額自己負担の任意接種との位置づけとなり、医療機関によって費用は異なりますが、数千円から数万円かかり、費用が高額なことから、接種をあきらめる高齢者も少なくありません。

そのため、多くの市民の方々から、带状疱疹ワクチンへの助成について、要望が上がりましたので、鹿沼市議会として、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を国に提出するための議案となっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 説明は終わりました。

説明に対し、ご質疑はありますか。

質疑のある方は順次発言を許します。加藤委員。

○加藤委員 はい、加藤です。

带状疱疹ワクチンへの助成ということで、内容は把握しましたが、女性が1.3倍、男性・女性の割合が1.3倍ということですね。

それで、この今回このワクチンの内容といえますか、もう少しこの申請するワクチンの内容を説明ください。

○鈴木委員長 説明をお願いします。

○梶原議員 加藤委員の質問にお答えいたします。

今、ワクチンの種類については、弱毒性水痘ワクチンと呼ばれる、生ワクチンと言われるタイプと、不活化ワクチンとして、今シングリックスという薬があるそうです。

それで、まずその生ワクチンのほうなのですけれども、これ発症予防効果が51.3%で、この不活化ワクチンのほうは50歳以上で97%で、70歳以上で91%で、あと神経痛予防効果としては、生ワクチンは66%で不活化ワクチンは88%。

それで、予防効果は、生ワクチンが5年から7年ききますが、不活化ワクチンは約20年間ききますと。

費用に関して言いますと、生ワクチンが8,000円、大体医療機関によって異なるのでしようけれども、鹿沼市で2つの病院に聞きましたところ、7,500円というところと8,000円というところでした。

それで、この不活化ワクチンのほうは、これ2万円から4万円という幅があって、大体2万2,000円から2万3,000円というところが多いと思うのですけれども、それを2カ月間隔で2回打つ必要がありますので、この2万2,000円、2万3,000円の倍の費用がかかります。

それで、この高い予防効果を期待する場合は、この不活化ワクチンのシングリックスになります。

あと、その妊娠中とか、免疫を抑える治療されている方というのは、この生ワクチンはだめなので、やはりこのシングリックスのこの不活化ワクチン、高いほうですね、の利用を勧められるという状況になっています。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、梶原議員は自席にお戻りください。

次に、執行部に確認したいことはありますか。鰻原委員。

○鰻原委員 提出者が、梶原議員が提出者で載っていますが、執行部にお聞きしたいことは、栃木県内でね、こういう助成を既にやっている例があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしく願いいたします。

ただいまの鰻原委員の質疑にお答えいたします。

県内での带状疱疹ワクチン接種の助成をしている自治体は、今のところございません。ただ検討している自治体はいくつかあるようでございます。

以上で答弁を終わります。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 すると、県内ではまだやっていないと、鹿沼市でもしこれが通るとなると、栃木県内では先駆的役割を果たすということになるので、大変意義があるのではないかと思います。ありがとうございました。

- 鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。加藤委員。
- 加藤委員 鹿沼市で現在带状疱疹だということで治療を受けている方というのはわかりますか。まあ、これは難しいかもしれませんが、50歳以上とかになると、本当にわからなくなってしまうと思いますけれども、高齢者の方ではわかりますか。もし、わかれば、大体の割合でいいのですが、教えてください。
- 鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。
- 東城健康課長 健康課長の東城です。よろしくお願いします。
- ただいまの加藤委員の質疑にお答えしたいと思います。
- 罹患されている方の詳細につきましては、市のほうでは把握をしていないという現状でございます。
- 以上で答弁を終わります。
- 鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。
- 確認事項もないようですので、お諮りいたします。
- 議員案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 鈴木委員長 ご異議なしと認めます。
- したがって、議員案第10号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出については、原案どおり可とすることに決しました。
- ここで梶原議員の退席を求めます。
- (梶原議員退席)
- 鈴木委員長 次に、議案第88号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。
- 執行部の説明をお願いいたします。羽山厚生課長。
- 羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。
- 議案第88号 専決処分事項の承認について「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。
- まず、歳入について、ご説明いたします。
- 補正予算に関する説明書3ページをお開きください。
- 一番上の段、15款 国庫支出金 1項2目 衛生費国庫負担金1節の説明欄、「予防接種費国庫負担金」 3億2,922万3,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策として実施しております、オミクロン株対応ワクチン接種に伴う経費に係る負担金で、補助率は国が10分の10であります。
- 次に、上から2段目、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金1節の説明欄2行目、「物価高騰緊急支援給付金給付事業費国庫補助金」 5億1,330万円の増につきましては、物価高騰により市民生活に多大な影響が出ている中、国の施策による、「住民

税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係る補助金で、補助率は国が10分の10であります。

次に、その下、同じ15款 国庫支出金 2項3目 衛生費国庫補助金1節の説明欄2行目、「予防接種費国庫補助金」 8,005万4,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として実施しております、オミクロン株対応ワクチン接種に伴う経費に係る補助金で、補助率は国が10分の10であります。

次に、一番下の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金4節の説明欄2行目、「生活保護運営対策事務費県補助金」474万円の増につきましては、今般の物価高騰により、生活に困窮する世帯の生活はさらに厳しいものとなっている中、県施策の「物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業」を本市でも実施するもので、補助率は県が10分の10であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄1つ目の○、「物価高騰緊急支援給付金給付事業費」 5億1,330万円の増につきましては、歳入で説明いたしました、物価高騰対策による「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付に係る事務費及び給付費を計上するものであります。

次に、7ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄1つ目の○、「生活保護運営対策事務費」 474万円の増につきましては、歳入で説明いたしました、物価高騰対策による「生活困窮者自立支援金」の支給に係る事務費及び給付費を計上するものであります。

次に、一番下の段、4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄1つ目の○、「予防接種費」、次の9ページ、10ページまで続いてございますが、合計で4億927万7,000円の増につきましては、歳入でも説明いたしました、新型コロナウイルスワクチン接種対策及び、接種体制確保事業として実施しております、オミクロン株対応ワクチン接種に伴う経費であります。

以上で、議案第88号 専決処分事項の承認について「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いたします。

議案第88号 「専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

はじめに、歳入について、ご説明いたします。

令和4年度補正予算に関する説明書、一般会計（第6号）の3ページをお開きください。

3番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金の説明欄、児童福祉総務費県補助金 450万円の増につきましては、物価高騰に係る放課後児童クラブへの光熱費等に対する県補助金であり、その下の 施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 1,300万2,000円の増につきましては、同じく物価高騰に係る民間保育園等への光熱費等と副食費等賄い材料費に対する県の補助金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

7ページをお開きください。

1番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 844万円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、物価高騰に係る民間保育園等への光熱費等と副食費等賄い材料費に対する補助金であります。

その下の2目 保育所費の説明欄の○、保育所運営費 68万8,000円の増につきましては、物価高騰に係る公立保育園の副食費等賄い材料費の不足分であります。

その下の3目 こども支援費の説明欄1つ目の○、放課後児童健全育成事業費 450万円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、物価高騰に係る放課後児童クラブへの光熱費等に対する支援分であります。

そのすぐ下の2つ目の○、仕事と家庭両立支援特別援助事業費 15万円の増につきましては、物価高騰に係るファミリーサポートセンターへの光熱費等に対する支援分であります。

以上で、議案第88号 「専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 補正予算に関する説明書、わかりましたけれども、専決処分をなされたのですよね。

そうすると専決処分をなされた日時はわかりますか。専決処分。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

ただいま鰐原委員のほうから質疑がありました件にお答えいたします。

ただいま説明がありました第6号の10月専決補正の日は、10月21日と伺っております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、専決処分した日から、既に2カ月が経過しているということなのですが、2カ月经過して、実績といますかね、先ほど、こうなるといっぱい説明し

てもらわなくてはならないのだけれども、実績というのはどの辺まで上がっているものなのか、これ議会にかかるのが2カ月近く後だということなので、実績というものは、各この事業実績といたしますかね、それはどんなふうになっているものなのか、ご説明できればお願いしたいと思うのですけれども。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

鰐原委員のご質問にお答えいたします。

まず私のほうにつきましては、6ページにございます物価高騰緊急支援の給付金の給付事業費でございます。

まず予算といたしましては、こちらの中の19節の扶助費、これがいわゆる1世帯5万円の給付金になるわけでございますけれども、予算としては、非課税世帯を9,000世帯と見込んでおります。

それで、家計急変世帯を580世帯、あわせて9,580世帯を予算計上させていただいております。

それで、今現在の実績ということでございますけれども、まず11月の29日に7,791件、これの非課税世帯に対しまして、確認書を送付いたしております。

それ以降、現在までにプラスで60件から70件ほど、すみません、正確な数字がなくて申し訳ないのですが、それぐらいの確認書をまず送付してございます。

それで、今現在、約5,700件ほど確認書を送ったところから返送されてきておまして、それでこれに対して給付でございまして、まず一番最初に12月の12日月曜日、こちらにまず118件分、金額にしますと590万円でございますけれども、こちらをまず口座振り込みで給付をいたしました。

それで、この後は大体週1回の予定になるのですけれども、今週金曜日の12月16日、これはあくまでも振り込みの予定でございますけれども、3,670件、金額にいたしますと1億8,350万円、これを振り込む予定でございます。

さらに、翌週、来週でございますが、12月22日の木曜日、これもちょっと予定でございます。実は昨日までにきたものをちょっとできれば22日までに振り込みたいということで、今進めてございまして、それで、これが1,825件、9,125万円分を振り込む予定でございます。

合計で、12月22日までに、5,613件、2億8,065万円を振り込む予定でございます。続きまして、私の関係するところが、8ページになるのですけれども、すみません。

こちらが8ページの上から2段目なのですが、生活保護運営対策事務費でございます。

こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました、県が主催する事業でございまして、この事業の内容といたしましては、いわゆる新型コロナウイルス感染症の影響で、いわゆる貧困のご家庭については非常に厳しい状態がまだ続いており、さらに物価高騰によって、それがさらに続いているというような状況の中、県社会福祉協議会のほうで

実施いたしております貸付があるのですけれども、その貸付が終わってもなお困窮が続いている方に対しては、これは国のほうの施策でございますけれども、生活困窮者自立支援金というお金を出しているのですね。

これは1世帯、単身で6万円、2世帯で8万円、3世帯以上ですと10万円、これは月額でございます。

これを3カ月、基本3カ月出すのですけれども、それでもさらにだめな場合は、これの再支給をまた3カ月行います。

しかし、その再支給が終わっても、やはりまだ困窮が続いているということで、今回この事業が県のほうでできまして、それが1世帯5万円を支給する事業でございます。

それで、予算といたしますと、この要件が、先ほど申しました生活困窮者自立支援金、これの再支給を受けた方がこの該当になるということになるものですから、その再支給を受ける、これもうちちょっと前なのですけれども、予定ということで、最大で94世帯分を予算で計上しております。

それで、今現在、39世帯分ですね、金額にいたしますと、195万円、これを振り込むような予定になってございます。あ、失礼、現金もございますので、支給するという事になってございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長　こども未来部、杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長　子育て支援課長の杉山です。

鰐原委員の質問にお答えいたします。

学童クラブにつきまして、私のほうでご説明したいと思います。

学童クラブにつきましては、1カ所当たり15万円を支給するというふうになっておりまして、実は1カ所だけ、いない、ちょっと皆様の意見を聞きまして、1カ所だけいないというふうにありました。

理由としましては、学童クラブでも、この15万円をやるのですけれども、保育園でも実は15万円をやりまして、同じような建物で、保育園のほうだけもらえればというような話があったものですから、1カ所はいないということで、30カ所、ですので15万円掛ける30カ所で、ちょうど450万円になるのですけれども、それと15万円のファミリーサポートセンターの支払いを年内にはできる予定でおります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長　はい、小堀保育課長。

○小堀保育課長　保育課長の小堀です。どうぞよろしく願いいたします。

民間保育園等に関しましても、エネルギー支援ということで、同じように15万円、各園に補助のほうをしてまいります。

1カ所当たり15万円で、35園を予定しております。

それで、今申請のほうを受け付けておりまして、交付の準備を進めているところであ

ります。

それで、県補助金を使うものですから、県の補助金の決定が来年になってしまいますので、県の交付決定を待って、支給を予定しております。

また、副食費につきましてのご申請もあわせてさせていただきます。

副食費につきましては、8月以降、県の補助金が入りますので、4月から7月までの分を市の単独補助として支給をしまして、8月以降はまた来年の3月分、あわせて支給のほうをさせていただくように考えております。

まず市単分の4月から7月分につきましては、171万4,143円を11月末に支給を実施しました。

8月以降の分につきましては、園のほうから申請を受けまして、3月以降支給の予定をしております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 はい、東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

8ページの予防接種費についての報告をいたします。

オミクロン対応株ワクチンの追加接種対象者数は、2回目終了者が1万1,439人、3回目完了者が4万717人、4回目完了者が2万4,335人の合計7万6,491人と見込んでおります。

現在の進捗状況としましては、13日現在で、3万330の方が接種を完了しております。

次に、接種率にしますと、約40%の接種率となっております。

予算の執行状況につきましても、同様の40%となっております。

以上になります。

○鈴木委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

すみません、先ほど8ページの生活保護運営対策事務費の説明の中で、生活困窮者自立支援金につきまして、私、先ほど1世帯6万円、2世帯8万円、3世帯10万円というふうに、ちょっと説明をしてしまったのですが、正しくは1世帯、いわゆるひとり世帯ですね、1世帯ではなく、ひとり世帯の場合が6万円、2人世帯の場合が8万円、3人以上の世帯の場合が10万円でございます。

大変申し訳ございませんでした。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第88号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにございまして、異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 89 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

議案第 89 号 「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号)」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書 3 ページをお開きください。

一番下の段、15 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費国庫補助金 1 節の説明欄 2 行目、「障害者自立支援事業費国庫補助金」44 万円の増につきましては、令和 5 年度の国の障害福祉サービスのデータベース稼働に向けた事務システムの改修事業に係る補助金で、補助率は国が 2 分の 1 であります。

次に、同じ説明欄 4 行目、「介護保険施設整備事業費国庫交付金」160 万円の増につきましては、民間の介護施設が行うブロック塀の耐震化の経費に対する補助金で、補助率は国が 2 分の 1 であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

ちょっととびますが、9 ページをお開きください。

上から 2 段目、3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄 1 つ目の○、「障害者自立支援事業費」88 万円の増につきましては、歳入で説明いたしました、事務システムの改修を行うため、委託料を増額するものであります。

次に、同じ説明欄 3 つ目の○、「やまびこ荘委託費」792 万 1,000 円の増につきましては、やまびこ荘の老朽化に伴い、古くなった電話設備及び、厨房内の業務用冷蔵庫 3 台、業務用冷凍庫 2 台を更新するための経費であります。

次に、その下になりますが、3 款 民生費 1 項 3 目 高齢者福祉費の説明欄 1 つ目の○、「高齢者トレーニングセンター事業費」30 万円の増につきましては、トレーニングセンターに設置しておりますトレーニングマシン 3 台の修繕に要する経費であります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、「介護保険施設整備事業費」240 万円の増につきましては、歳入で説明いたしました、民間の介護施設において、防災のためにブロック塀の耐震化を図る経費について、その一部を助成するものであります。

補助率は、先ほど申しましたが、国が 2 分の 1、そして、市が 4 分の 1 で、事業所の負担が 4 分の 1 となります。

以上で、議案第 89 号 「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号)」中、保健福

祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第 89 号 「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）」中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

はじめに、歳入について、ご説明いたします。

令和 4 年度補正予算に関する説明書、一般会計（第 7 号）の 5 ページをお開きください。

4 番目の段、18 款 寄附金 1 項 2 目 民生費寄附金の説明欄、児童福祉総務費寄附金 21 万 8,000 円の増につきましては、子育て支援を目的とした寄附を受け入れるものです。

5 番目の段、19 款 繰入金 2 項 7 目 こどもみらい基金繰入金の説明欄、こどもみらい基金繰入金 36 万 5,000 円の増につきましては、子育て支援に係る、いちごっこ地域活動応援事業の補助のために繰り入れるものです。

次に、歳出について、ご説明いたします。

9 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄 2 つ目の○、栗野福祉センター維持管理費 44 万 3,000 円の増につきましては、電気料金値上げによる栗野福祉センターの電気料金の不足分であります。

その下の 2 目 障害福祉費の説明欄 2 つ目の○、こども発達支援センター運営費 41 万 1,000 円の増につきましては、電気料金値上げによる、あおば園の電気料金不足分 19 万 3,000 円と、歳入でご説明いたしました寄附金 21 万 8,000 円を活用し、あおば園の療育等に使用する備品等を購入するための費用であります。

一番下の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄 1 つ目の○、家庭相談員報酬 100 万円の増につきましては、家庭相談員 4 名の時間外勤務手当分であります。

11 ページをお開きください。

1 番目の段、3 款 民生費 2 項 2 目 保育所費の説明欄の○、保育所運営費 159 万 5,000 円の増につきましては、電気料金値上げによる公立保育園の電気料金の不足分であります。

その下の 3 目 こども支援費の説明欄 1 つ目の○、子育て家庭支援事業費 20 万円の増につきましては、いちごっこ地域活動応援事業に係る補助金であります。

そのすぐ下の 2 つ目の○、こどもの遊び場管理運営費 214 万 6,000 円の増につきましては、いちごっこ広場に係る鹿沼市花木センター公社への指定管理料のうち、当初見込んでおりました利用料の収入について、実際は減免を行っているため、その分を増額するものであります。

2 番目の段、4 款 衛生費 1 項 6 目 子育て支援保健対策費の説明欄の○、こど

も医療対策事業費 235万4,000円の増につきましては、令和5年4月1日より、こども医療費の対象年齢を拡大する予定であり、そのための受給者証の発行や郵送代、システム改修等の費用であります。

以上で、議案第89号「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）」中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課長の郷です。よろしくお願いいたします。

続きまして、補正予算（第7号）」のうち、教育委員会関係についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

説明書の5ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 2項 5目 教育費国庫補助金の右側説明欄、「体育施設整備事業費国庫補助金」 300万円の増につきましては、「鹿沼運動公園陸上競技場外周フェンス改修工事」等に要する経費が増額したことから、国庫補助金が増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

一番上の段、2款 総務費 1項 14目 生涯学習費の右側説明欄、「自然体験交流センター管理運営費」 68万9,000円の増につきましては、管理宿泊棟の非常用照明の修繕、避難誘導灯のバッテリー交換、食堂のガス漏れ警報器の更新に要する経費を計上したものであります。

次に、19ページをお開きください。

一番下の段、10款 教育費 2項 1目 学校管理費の説明欄2つ目の○、「小学校管理費」 2,488万7,000円の増につきましては、電気料金の上昇により不足分を計上したものであります。

その下の○、「校舎等維持補修費」 72万6,000円の増につきましては、小学校24校の施設維持に要する修繕費用であります。

次に、21ページをお開きください。

一番上の右側説明欄、「校舎等施設整備事業費」 241万1,000円の増につきましては、石川小学校の「屋外電源幹線の改修」や、さつきが丘小学校の「清掃具室の補修」、そのほか、小学校4校の「ガス漏れ警報器の更新」等に要する経費を計上したものであります。

次の段、1目学校管理費の説明欄、「中学校管理費」 1,205万8,000円の増につきましては、電気料金の上昇により計上したものであります。

次に、2つ目の○です。「校舎等施設整備事業費」 67万7,000円の増につきましては、中学校3校の「ガス漏れ警報器の更新」に要する経費でございます。

次の行、2目 教育振興費の説明欄、「要保護・準要保護生徒援助費」 157万1,000

円の増につきましては、準要保護認定者が当初の見込みよりも、増加したことにより計上したものであります。

次の段の2行目、2目 図書館費の説明欄、「図書館管理費」 242万4,000円、その下の行、3目 文化振興費の説明欄、「川上澄生美術館管理運営事業費」 148万8,000円、それと、一番下の行ですね。2目 体育施設費の説明欄、「体育施設管理運営費」 88万4,000円の増につきましては、それぞれ電気料金の上昇により不足分を計上したものであります。

次に、23ページをお開きください。

一番上の行ですね、「体育施設整備事業費」 532万6,000円の増につきましては、歳入の国庫補助金増額になりましたが、「鹿沼運動公園陸上競技場外周フェンス改修工事」等に要する経費でございます。

次の行、3目 学校教育費の説明欄2つ目の○、「学校給食事業費」 1,204万9,000円の増につきましては、燃料費及び電気料金の上昇による不足分でございます。

以上で、議案第89号「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）」のうち、教育委員会関係についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 この件も専決処分されていたのでしたっけ、ちょっとご説明願いたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 すみません。厚生課長の羽山です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

この第7号につきましては、専決ではなく、補正として出されたものでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それで、電気料の値上げかな、それと燃料費の値上げが出ていますよね。

これ大まかに言って、電気料はどのぐらいの値上げがあったのかというのはあるのか、燃料費は、いろいろ燃料あるでしょうけれども、どのぐらいの値上げを見込んだ予算措置なのか、ご説明願いたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい、杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。

子育て支援課では、栗野福祉センターによる電気料金の不足分を今回要求しております。

栗野福祉センターでは、約、前年度と比べまして、1.32倍の増額見込みをしております、今回3月分まで予定として見込んで、今回の予算をとったものです。

以上で説明を終わります。

失礼いたしました。9 ページです。失礼します。

○鈴木委員長 はい、小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。どうぞよろしくお願いいたします。

保育園におきましては、公立保育園7園における電気料の増分を計上しております。

対前年比 1.13 倍ということで計上しております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、飯塚こども総合サポートセンター長。

○飯塚こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の飯塚です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、9 ページ、2 目障害福祉費の 2 つ目の○のこども発達支援センター運営費です。

あおば園の電気料金でございますが、こちらは4月から8月の実績の中で、著しく増加があったのが4月と8月だったのですが、こちらが対前年度同月の 135%ということで、昨年度の9月から3月までの実績に対しまして、135%を掛けて金額を見込みました。

それで、これを現予算を差し引いた金額ということで算定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、倉持学校教育係長。

○倉持学校教育係長 学校教育係長の倉持です。よろしくお願いいたします。

私からは、20 ページの小学校管理費、そして 22 ページの中学校管理費、市内小中学校の電気料の増につきましては、4月から8月までの実績ベースとしまして、140%の増を見込みまして、差引としまして、増額の要求をしたものでございます。以上です。

○鈴木委員長 仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の仲田です。よろしくお願いいたします。

私のほうは、24 ページになりまして、一番上の体育施設、失礼しました、間違えました。ごめんなさい。22 ページですね。

22 ページの一番下の体育施設管理運営費になります。

これについては、鹿沼市の体育館の電気料になります。

単価の上昇については、昨年度より約 1.5 倍となっており、あわせて、昨年度より市の体育館の利用者が多いものですから、電気のその利用する分の量も増えているということになっております。

説明は以上で終わります。

○鈴木委員長 はい、大貫図書館長。

○大貫図書館長 図書館の大貫と申します。よろしくお願いいたします。

図書館につきましては、22 ページをご覧いただきたいのですが、図書館本館及び栗野館の電気使用料が、前年比でおよそ 140%から 150%増加しております。こちらの計上分になります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、向田川上澄生美術館事務長。

○向田川上澄生美術館事務長 川上澄生美術館事務長の向田です。よろしくお願いいたしますします。

美術館の電気使用料といたしましては、毎月前月比で104%程度上がっておりますので、それを4月から8月のもので計算いたしまして、それに平均的なここ5年間の使用量、前年の電気使用量を計算しまして上げた数字でございます。よろしくお願いいたしますします。

○鈴木委員長 秋本学校給食共同調理場長。

○秋本学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長、秋本です。よろしくお願いいたしますします。

調理場の関係は23ページ、右側説明欄の1つ、学校給食事業費になります。

燃料費810万4,000円の内訳になりますが、ガス、LPガスが357万101円で、前年比で118.8%であります。

続きまして、ガソリンが3万3,791円、前年比が101.8%であります。

続きまして、重油277万200円で、前年比が108.5%となっております。

次に、灯油であります、172万9,419円で、前年比で117.6%であります。

その下の光熱水費ですが、電気料が286万8,614円で、前年比で131.7%。

また、水道料が107万5,142円で、前年比で100.5%となっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 私は大体、総合的にね、電気料はどのくらい上がったから、全体的にその同じ比率を掛けたものだと思っていたのですよ。

ですけれども、各課によって、違っていたということがわかりました。

それで、それが高いか安いかわからないのですけれども、一律ではないということがわかったということで、了解したいと思います。ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。加藤委員。

○加藤委員 はい、加藤です。

22ページの19の扶助費なのですけれどもね、要保護・準要保護生徒援助費の見込みで157万1,000円ということなのですが、この内容を教えてください。

○鈴木委員長 倉持学校教育係長。

○倉持学校教育係長 学校教育係長の倉持です。よろしくお願いいたしますします。

加藤委員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の補正金額につきましては、当初予算で見込みました準要保護の認定者数が242人を見込んでおりましたが、ごめんなさい、242名、はい、それで、9月時点で既に9名を超えておまして、251名となっております。はい。

それで、そこから、10月から、今後年度末の3月までの見込みをさらに14名と見込み

を立てまして、計 265 名分の経費を賄えるような増額の要求になってございます。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、24 ページの体育施設整備事業費、外周フェンスかな、鹿沼運動公園の、これどんなふうな当初予算で、どんなふうな工事が増えて、なったのか、それとも、どんなふうな理由で増えてきたのかをご説明願いたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の仲田です。

鰐原委員のご質問にお答えいたします。

24 ページの体育施設整備事業費になりますけれども、先ほど運動公園のフェンスというところで、内容になりますけれども、当初は延長で約 200 メートル程度を見ておりましたのですが、再度点検したところ、破損が見られて、あと 100 メートルほど延長するという形で、基本的には取り替える、新設というふうな内容になります。

説明は以上で終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっとね、前説明を受けたような気がするのだけれども、場所的には運動公園のどの辺でしたっけ、説明をお願いいたします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の仲田です。

場所というのは、ヤオハンいちごパークで、鹿沼運動公園で、中に陸上競技場って、サッカーもできるスタンドつき、そのちょっと南に温水プール、その先にテニスコートという形になると思うのですけれども、そのトラック、運動競技場、サッカー場も含むトラック場の全て外周、スタンドを除いた外の円ですね、方角でいうと、南摩側というか、奥のほうから、南からずっと北まで1周しているものですから、そのフェンスになります。

説明は以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 それでは、外周が全て新しくなるということで理解していてよろしいですか。

○鈴木委員長 説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の仲田です。

延長につきましては全体で 400 メートルほどあるものですから、今回ちょっと補助の関係もありまし、ごめんなさい、失礼しました。

先ほど言ったとおり、最初が 100 メートル、延長 200 メートルを見ていたものを 100 メートル延長して 300 メートルにする、先ほどお答えさせていただきましたように、全長が 400 メートルになりますから、補助があと 100 メートルほど残るという予定になっております。説明は以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると残る部分は年度過ぎたらやるというような考えであるのですか、全部新しくするというような考えですか、それとも既存のままということなのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。仲田スポーツ振興課長。

○仲田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の仲田です。

お答えします。

今のところは今年度その予定で、既存のものを使っていくというような予定で、今後また状況を、そうですね、とりあえず、今年度はその状況、工事をやりまして、そこまでの予定になっております。以上です。

○鈴木委員長 はい。

ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 89 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに  
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 95 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。よろしくお願ひいたします。

議案第 95 号 「指定管理者の指定について」ご説明いたします。

資料「指定管理者の候補者の選定方法及び審査結果について」の 1 ページをご覧ください。

1、候補者の募集区分ですが、議案番号「第 95 号」の「鹿沼市高齢者福祉センター」は、高齢者に交流の場を提供し、高齢者の休養、娯楽、健康の増進、教養の向上、機能回復訓練など高齢者の福祉の増進を目的とした施設で、老人福祉法関係規定に基づき、社会福祉法人に限定した公募としております。

応募は、現在の指定管理者である鹿沼市社会福祉協議会の 1 団体のみでした。

2 ページをお開きください

5 番、施設の概要及び審査結果ですが、下半分に記載の (2) 鹿沼市高齢者福祉センターをご覧ください。

候補者である鹿沼市社会福祉協議会の指定管理者選定委員会における「書類審査」は 80 点中、51.64 点でした。なお、応募が 1 団体のみのため、「プレゼンテーション審査」はありませんでした。

指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

指定期間3年の理由であります。当施設につきましては、開館より20年以上が経過し、今後の施設の維持管理や周辺施設との連携した活用について検討を行うためであります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第95号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第103号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋本学校給食共同調理場長。

○秋本学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の秋本です。よろしくお願いいたします。

議案第103号 「鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について」、ご説明いたします。

新旧対照表の31・32ページをご覧ください。

地区調理場の整備につきましては、これまでも計画的に進められてきたところでありますが、今回の改正は、安全安心な学校給食の安定的な供給を図るため、津田小学校を拠点校に、石川小学校、北犬飼中学校を受配校とする「津田小学校北犬飼地区学校給食共同調理場」を設置するためのものです。

改正内容は、鹿沼市学校給食共同調理場条例第2条の表のうち、鹿沼市学校給食共同調理場の対象学校から「北犬飼中学校」を削り、新たに「鹿沼市立津田小学校北犬飼地区学校給食共同調理場」を加え、その対象学校を「津田小学校」、「石川小学校」、「北犬飼中学校」といたします。

この改正により、調理場の集約による施設の維持管理コストの軽減や、民間委託による業務の効率化などを図ることができます。

本条例の施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上で、議案第103号 「鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について」の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第103号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 103 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 104 号 鹿沼市こども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第 104 号 「鹿沼市こども医療費助成に関する条例の一部改正について」 ご説明いたします。

新旧対照表の 32 ページをご覧ください。

今回の改正は、子育て支援の一環として、こども医療費助成の対象年齢を拡大し、現在は、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者としておりますが、令和 5 年 4 月 1 日から、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者に改正するものであります。

施行日は、令和 5 年 4 月 1 日からとし、県内医療機関におきまして、窓口での保険診療分を支払わないで済む、現物給付を基本としたいと考えております。

以上で、議案第 104 号 「鹿沼市こども医療費助成に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 104 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 104 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 109 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 8 号) についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

議案第 109 号 「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 8 号)」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書 3 ページをお開きください。

1 番目の段、これは上の段のほうなのですが、15 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費 国庫補助金、2 節の説明欄 2 行目、「出産・子育て応援事業費国庫補助金」4,290 万 3,000 円の増につきましては、国の新たな施策として実施する「出産・子育て応援交付金」に伴う経費に係る補助金で、補助率は対象者への給付費が 3 分の 2、関連事務費は 10 分の

10 であります。

次に、その下、2番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金2節の説明欄2行目、「出産・子育て応援事業費県補助金」1,041万6,000円の増につきましては、ただいま説明をいたしました「出産・子育て応援交付金」に伴う給付費に係る県からの補助金で、補助率は6分の1であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から3段目、3款 民生費 2項3目 子ども支援費の説明欄1つ目の○、「出産・子育て応援事業費」6,373万7,000円の増につきましては、歳入で説明いたしました、「出産・子育て応援交付金」の事務費及び給付費を計上するものであります。

次に、上から4段目、下からですと2段目になりますが、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄1つ目の○、「生活保護運営対策事務費」438万9,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方を対象としております、「生活福祉資金の特例貸付」、これの貸付終了に伴い、市独自の支援策として、貸付を受けた世帯に、商品券を支給してございました「鹿沼市生活再建応援事業」の実績により、減額するものであります。

次に、一番下の段、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄1つ目の○、「保健衛生事務費」、この後7ページ、8ページまで続いておりますが、合計で3,172万円の減につきましては、市民への新型コロナウイルスのPCR検査等の費用助成及び医療機関へのPCR検査機器等の購入補助の今年度実績見込みによるものであります。

以上で、議案第109号「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 ただいまの6ページのね、商品券の実績、ちょっと詳しくお知らせください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

こちらの実績でございますけれども、商品券の実績ということでございますが、令和2年度につきましては、こちら、令和2年度からの事業でございましたので、令和2年度につきましては、件数として515件、金額にいたしまして、2,714万5,000円でございます。

これは、ちょっと、この内容をちょっと説明させていただきますと、1件5万円の給付のほかに、その世帯でお子さんがいた場合には、加算分といたしまして、未就学の方が1人3,000円、小中学校の方が1人5,000円、高校生が1万円ということで加算も含めた金額になってございます。

それで、令和3年度につきましては、244件、交付金額が1,294万8,000円でございます。

それで、令和4年度につきましては、67件、交付金額が361万9,000円、あわせまして826件、4,371万2,000円を交付したものでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今説明を受けて、ありがとうございます。

そうすると、その下のね、PCR検査の助成、この実績見込み、お願いいたします。こんなに減る。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

ただいまの鰐原委員の質疑にお答えいたします。

PCR検査助成費用の実績でございますが、当初上限5,000円としまして、5,000人の方の費用の予定しておりました。

そのところ、県のほうで、先ほども厚生課長のほうから説明がありましたが、県のほうが無料の検査を実施したり、あと薬局での抗原検査キットの実施もできるようになりましたことから、市のほうに12月7日現在で29人の方で、実績が11万8,000円となっております。

今後ですね、合計で2,500万円予定しておりましたが、そちらのほうの実績が見込めないものですから、今回減額補正と上げさせていただきました。

それでもう1点、医療機関のほうから、PCR検査機器の購入を検討する医療機関に対しての助成のほうも実績がありまして、1つの医院から56万3,000円の助成をして、1件のみの実績になっておりまして、ほかの医院からの相談等ございませんので、この時点で減額補正とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 PCR検査についてね、コロナ対策ですわね。

そうすると、県とその国の対策というかな、そういうものが確立してない中で、騒がれていたというような見方でよろしいのでしょうかね。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

ただいまの、こちらのほうは4月の1号補正で当初上げさせていただいた予算となっております。

それで、こちら、当初のほうは、その無料のPCR検査会場を設けて実施するとか、追加での、薬局での検査をするとか、そのようなことがまだ決まっていない段階で、補

正予算で上げさせていただいて、こちら国のほうの臨時交付金のほうを活用させての予算計上でしたので、このような予定を組んでおりました。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、国の多額な臨時交付金がきましたわね。

そうすると、こういう事業をやるのだと言っていて、まあ 3,172 万も減することは、その事業ではなく、ほかの事業をやれば、この 3,000 万余りが有効に使えた、そういうような解釈をしてはいけないのですかね。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

ただいまの鰻原委員の質疑にお答えしたいと思います。

こちらの予算のものにつきましては、全体の、健康課だけではなくて、臨時交付金、鹿沼市全体で調整しての事業費の振り分けになっていくと思いますので、今の時点で健康課のほうでは、減という残予算を出せば、鹿沼市全体の予算の中で、必要なところに充てるということも年度内の有効な活用につながるかと思っておりますので、今の段階では減とさせていただきます。

こういう振り分けというのがやはり当初は、ちょっと混乱期もありましたので、やれることを、計上できることを自分のところに集めたような形になっていたかなと思えます。はい。よろしいでしょうか。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、この金は国からきているのかな、国からきていても、この事業に使わなかったから、3,000 万余りをほかへ使えと、返さなくて済むのだと、そういう見方でよろしいですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

鰻原委員の質疑にお答えいたします。

今委員のおっしゃったとおりの考え方になるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 では、それはこれから有効に使ってください。お願いいたします。

それとね、ちょっと出産・子育て応援事業費についてね、ちょっと詳しくお知らせください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

鰻原委員から質疑のありました、出産・子育て応援事業費について、説明をいたします。

こちらは、全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるように、妊娠時に5万円、出産時に5万円の経済支援を行うとともに、面談による相談支援を強化するための事業でございます。

今回、鹿沼市としましては、550人の出産をされると見込みまして、550万円と、1月から3月まで、150の方が妊娠届を出されるであろうということで、こちらに5万円ずつということで、あわせて6,250万円を計上いたしました。

説明は以上になります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、これによって、出産される方が増えると見込まれる予算措置なのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

こちらの事業によりまして、出産率が上がるとかというよりは、現在孤立化とか、不安とか、そういう妊娠、出産時期の方をあくまでも経済面で応援する、そして伴走型ということで、健康課にいる保健師等が中心となりまして、一人一人面談をしまして、安心して継続的な支援をするためのものとなっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 直接この事業が出産には直接結びつかないのかな、結びつかなければもっと何かいい方法があるかな。すみません。はい。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

お子さんを安心して、お子さんを産めるような環境が整うということは、大変に重要なことでございます。

その結果、お子さんが一人でも増えれば、もうこれは願ったりかなったりの事業になるかなと思っております。

このところ、ちょっと出生率も下がっておりますので、少しでもこの事業が出生率の向上に貢献することを願っております。

このような回答で失礼いたします。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 はい、ありがとうございました。まあ、私もそのとおり、すみませんでした。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第109号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 109 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 2時26分)